

1 目的

県の施策や魅力を分かりやすく伝える動画を制作し、Y o u T u b eで動画広告を行うことで、学生や若者を含む幅広い世代に、県政情報を効果的に伝えることを目的とする。

また、動画の内容に合わせてWEB等での広告を実施することにより、効果的かつ効率的に県政情報を伝えることができるものとする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務内容

動画制作、Y o u T u b eでの動画広告配信、WEB等での広告配信および県職員への広報支援を行う。

（1）動画制作

① 動画の種類、本数等

ア 通常動画 10本以上（3～4分程度）

- ・福井県職員等が出演して、県の施策や魅力をわかりやすく伝える動画の制作を行うこと。必要に応じて、リポーターを用意すること。
 - ・Y o u T u b eらしさを意識し、視聴継続に繋がる企画とすること（例：県職員による現地レポート、体験、施策紹介等）。
 - ・各動画はテーマや演出にバリエーションを持たせ、同一フォーマットに偏らないよう工夫すること。企画提案書には、各動画のテーマ、ターゲット、出演者、構成、演出の詳細や工夫点等を明記すること。
 - ・動画の演出・構成・撮影手法は提案者の創意工夫に委ね、独自性を重視する（例：プレゼント企画との連動など）。
 - ・通常動画10本以上のうち、
 - （i）福井県外での撮影を1本以上行うこと。
 - （ii）発信力のある人物とのコラボ動画を2本以上制作すること。出演料は、2本以上を合わせて、全体事業費の20%程度を想定する。
- なお、（i）（ii）の条件を兼ねた動画を制作することも可とする。
- ・企画立案、動画構成、台本作成、演出、出演者交渉・調整、映像取材、撮影、編集、収録、BGM音響制作、著作権の処理等の一切の業務を行うこと。ただし、企画、動画構成、台本の内容および出演者については、受託事業者の提案に基づき、事前に県と協議して決定するものとする。
 - ・動画の長さは3～4分程度を想定しているが、効果的な提案とするために、これ以上の長さも可とする。内容が1本に収まらない場合は、前編・後編などに分割することも可とするが、この場合も1本として扱う。
 - ・必要に応じて、職員の撮影とは別に素材や関係者のインタビュー動画の撮影を行うこと。
 - ・県が提供するロゴデザイン（ふく#）を、動画内に挿入すること。

イ ショート動画 10本以上（30～60秒程度）

- ・動画の長さは30～60秒程度を想定しているが、通常動画（①ア）の概要版動画（本編が見たくなる構成のティーザー動画）に限らず、新たに制作

する場合は、福井県職員等が出演して、県政情報や県の魅力をわかりやすく伝える動画の制作を行うこととし、企画立案、動画構成、台本作成、演出、出演者交渉・調整、映像取材、撮影、編集、収録、BGM音響制作、著作権の処理等の一切の業務を行うこと。ただし、企画、動画構成、台本の内容については、事前に県と協議して決定するものとする。

・県が提供するロゴデザイン（ふく#）を、動画内に挿入すること。

ウ 知事記者会見動画 会見8回程度（編集のみ）

・県が提供する知事記者会見の動画データをショート動画に適した約1分程度の長さに編集すること。

・1回の会見で複数のテーマが扱われている場合や、内容が約1分程度に収まらない場合は、複数本のショート動画に分けて制作・納品すること。

・撮影データ提供日の翌日から3開庁日以内に編集を完了し、確認用動画を県に提出すること。修正指示があった場合は、速やかに対応すること。

・会見内容をわかりやすく伝えるため、音楽やナレーション、テロップ、関連画像、アーカイブ映像などを適宜挿入すること。

・原則として、年間8回程度の知事記者会見を対象とする。なお、会見回数が増減した場合も、契約額に変更はない。

② 動画のテーマ

・通常動画（①ア）およびショート動画（①イ）は、以下の分野から特定の項目を選定し、各動画の具体的なテーマ、ターゲットを明確にしたうえで、視聴者の興味を引き、県の施策や魅力を分かりやすく伝える動画を制作すること。

ア 観光分野

・観光、イベント、ブランド推進、定住促進、インバウンド誘客 など

イ しごと・産業分野

・経営支援、企業誘致、産業振興、雇用、労働、農林水産 など

ウ 医療・福祉分野

・健康づくり、医療、介護、福祉、バリアフリー など

エ その他（ア～ウに該当しないもの）

・その他、視聴者が県政に関心や親しみを持てるもの

③ 動画の規格

・通常動画（①ア）はアスペクト比：16：9（横型）、解像度：1,920×1,080ピクセル以上（フルHD）とすること。なお、ショート動画（①イ）および知事記者会見動画（①ウ）は、スマートフォンでの視聴を想定すること。

・タイトル、テロップ対応言語は、日本語とする。

・音楽、字幕、ナレーション、グラフィック等を適宜挿入すること。

・視聴者の興味を引くようなサムネイル画像案、タイトル案、概要欄への掲載文案を作成すること。

④ 動画制作の留意点

・通常動画（①ア）およびショート動画（①イ）の制作に当たっては、ターゲットとする世代の興味を引き、多くの方に視聴されるような動画とすること。

・YouTubeでの動画広告配信を意識し、冒頭の5秒間でスキップされずに視聴継続してもらえるよう、効果的に視聴者の関心を引く工夫を行うこと。

・制作した動画は、県公式YouTubeチャンネルで配信するほか、公式SNS（Instagram等）等を活用し発信・放映する。

- ・動画配信期間は無期限を基本とするが、肖像権の使用期間等を考慮し、適宜協議の上、決定する。
- ・動画の概要欄やエンディングに、県の支援制度のリンクを掲載するなど、視聴者を関連サイトに誘導する工夫をすること。
- ・施設使用料、出演料、交通費、謝礼、材料費、衣装代など、撮影内容に応じて必要となる一切の費用については、受託者が委託料の範囲内で負担すること。また、県職員が撮影に随行する場合にかかる費用（撮影地間の移動に必要な経費、施設入場料等）についても、必要に応じて、受託者が負担すること。ただし、県職員の県庁から撮影地までの旅費および宿泊費は含まないものとする。
- ・災害その他の不可抗力等、県および受託者双方の責に帰すことができない事由や、公務の都合により業務の継続が困難となった場合は、県との協議により、動画の制作本数や内容を変更できるものとする。

(2) 広告配信

① Y o u T u b e での動画広告配信

- ・通常動画（3（1）①ア）およびショート動画（3（1）①イ）をY o u T u b e の動画広告として配信すること。
- ・動画広告の種類はインストリーム広告とすること。
- ・視聴者の属性（年齢、性別、居住地、嗜好等）や配信時間を県に提案し、承認を得て配信すること。
- ・動画広告の視聴結果に基づき、視聴者の傾向や今後の動画広告の配信について分析・提案すること。
- ・視聴者の傾向を分析したY o u T u b e 広告レポートを提出すること。またセグメントを指定した場合は、対象セグメントのデータをC S V形式で提出すること。
- ・制作した通常動画およびショート動画の総再生回数は、合計10万回以上を目標とすること。

② W E B 等での広告配信

- ・学生や若者を含む幅広い世代に対して県政情報動画の認知度を高めるため、W E B でのターゲティング広告やS N S 広告での動画広告配信や、テレビ番組内での告知、C M 放映など、日頃からY o u T u b e をあまり視聴しない人にリーチし興味を抱かせる手法を検討し、それに適したメディア、ターゲット、配信範囲等を提案すること。
- ・学生や若者を含む幅広い世代に対して県政情報動画の認知度を高めるため、各媒体の活用や演出の提案等を行うこと。

③ その他

- ・(2)の広告配信費は全体事業費の10%以上とすること。

(3) 広報支援

- ・県職員向けに、動画を通じた広報に関する勉強会を1回以上開催すること。
- ・勉強会の講師については、受託業者の提案に基づき、事前に県と協議して決定するものとする。
- ・施設使用料、講師の交通費、謝礼、資料代など、勉強会に必要な一切の費用については、受託者が委託料の範囲内で負担すること。

4 成果物

成果物は次のとおりとし、随時、県に納品すること。

(1) 動画を保存した外部記憶媒体（SDカード、DVD等）

- ・一般的なプレイヤーでの再生およびPCで複製可能なデータ形式とする。

(2) 動画データ一式

- ・MP4形式などYouTube、SNSへの掲載に対応した形とする。

(3) 撮影素材一式

- ・動画制作に使用した写真データや映像等の映像素材は、提供可能な限り納品すること。

(4) 撮影素材一覧表

- ・撮影素材、撮影場所の一覧表を作成すること。
- ・なお、撮影素材について、第三者が権利を有している映像、画像等を制作において使用（二次使用も含む。）している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類（写し）を添付すること。

(5) 広告配信に関する報告書

- ・配信対象、配信ツール別の傾向、視聴数の状況など、広告配信による効果をまとめた報告書を提出すること。

5 その他

- ・業務全体を管理・統括する業務責任者を一人置くこと。県と受注者との連絡は原則としてこの業務責任者を通じて行う。
- ・タイムリーな情報発信を行うため、短期間での動画制作を依頼する場合があることから、迅速に対応できる実施体制を整備すること。
- ・県に対する受注者の対応が不誠実と認められる場合または成果不十分と認められる場合には、委託期間の途中でも契約を解除できるものとする。
- ・受注者は、県の求めに応じ、業務の主要な区切りの時点において報告を行い、また作業の進捗について打合せを行うこととし、修正指示のあった部分については速やかに対応すること。
- ・成果物（撮影した映像を含む）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）上の一切の権利は県に帰属するとともに、県および県が指定する第三者に対し、成果物の著作者人格権について将来にわたり行使しないこととし、すべて2次利用できるものとする。
- ・映像、音楽等の著作権、肖像権処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わない。
- ・委託期間終了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合には、受注者は自らの責任負担により速やかに修正等に対応するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ県および受注者双方が協議して定める。